

令和8年6月19日
総長選考・監察会議

総長選考期間中における候補者との接触に関する申し合わせ

総長選考・監察会議委員（以下「委員」という。）は、第1次総長候補者決定時から次期総長予定者が決定するまでの間、その重大かつ責任のある任務を自覚し、職務上知り得た情報を用いることにより、特定の候補者に有利または不利となる影響を及ぼす行為はもとより、委員としての職務遂行に疑義を生じさせる行為（例として候補者との会食や旅行、候補者に対する助言・支援その他の便宜供与等）を、厳に慎むこととする。

なお、本申し合わせは教育・研究等において候補者と接触することを一律に妨げるものではないが、その態様については十分に留意するとともに、判断に迷う場合には議長に確認を求めることとする。